

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴沢村は、個人住民税・森林環境税事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

鳴沢村長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税・森林環境税事務
②事務の概要	・地方税法に基づき、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を算出し、賦課徴収している。また、住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 賦課、徴収 ①個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、市町村が課すことのできる市町村民税と、都道府県が課することのできる都道府県民税が存在する。 ②市町村民税及び道府県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定する。 ③森林環境税は国税で、個人住民税の均等割に上乗せする。 ④これら②③は、税制改正により必要に応じて逐次、見直しが行われている。 ⑤道府県民税の賦課徴収については、地方税法第41条により「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うもの」とされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。 ⑥森林環境税の賦課徴収については、地方税法第319条第2項により「市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税及び森林環境税を併せて賦課し、及び徴収するものとする。」とされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。 ⑦口座振替を希望する者の口座を登録し、対象金融機関に振替を依頼する。 ⑧過誤納があった者には、還付・充当通知を送付し、還付の場合は振込先口座等の情報を登録し、還付処理を行う。還付にあたり、公金に関する口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して公金口座情報を確認する。 ⑨納期限を超過して課税額の納付がない者に対して督促状を送付する。 ⑩督促後、納付がない者の財産を調査し、滞納処分を行う。 市町村は、地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2等) ③個人住民税の賦課決定に際し、非課税要件(障害者控除関係情報・生活保護に関する情報等)の確認(地方税法第25条の5、第295条) ④森林環境税の賦課決定に際し、非課税要件(生活保護・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に関する情報等)の確認(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条) ⑤他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ⑥課税標準額の算出、住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等) ⑦個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条) ⑧法令等に規定された業務及び機関に対する課税関係情報の提供及び移転 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	村県民税システム、申告受付システム、国税連携システム、納税管理人システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、審査システム(eLTAX)、EUCシステム、課税資料イメージファイリングシステム、確定申告書管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

賦課情報ファイル、個人住民税関係ファイル、収納関係ファイル、滞納関係ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル、団体内統合宛名関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(特定個人情報)に「地方税」が含まれる項(24の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、120、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課 (住所) 山梨県南都留郡鳴沢村1575 (電話番号) 0555-85-3080
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 (住所) 山梨県南都留郡鳴沢村1575 (電話番号) 0555-85-3080
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、本村のネットワークから利用しているデータセンターへの閉域網回線によるVPN接続を行いセキュアな専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報を含むデータは、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ・庁内ネットワークもしくはガバメントクラウド内の閉域環境内でテストを実施することでセキュリティを担保している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分にしている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分にしている」と考えられる。	

[○] 自己点検

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

[9) 従業者に対する教育・啓発]

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

[十分である]

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月30日	様式に「Ⅳ リスク対策」を追加	-	評価書の内容のとおり。	事後	様式の変更による。
平成31年4月30日	I 4 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 【情報照会】20条	【情報提供の根拠】○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令上の根拠を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 II しきい値判断項目 1. 対象者人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	【情報提供の根拠】○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 平成31年4月30日時点	【情報提供の根拠】○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 令和3年6月22日時点	事前	デジタル社会の形成を図る為の関係法律の整備に関する法律令和3年9月1日施行による条項号ズレによる修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査 番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 番号法第9条第3項 【情報提供の根拠】○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査 ⑧公金受取口座情報の確認 番号法第9条第1項 別表第一 16項、101項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 番号法第9条第3項 【情報提供の根拠】○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119、121の項)	事前	公金受取口座登録制度開始
令和7年2月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月22日 時点	令和7年2月14日 時点	事前	ガバメントクラウド上への副本データ移行(本番データ移行)前のしきい値及びリスク対策等の再評価
令和7年2月14日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠		十分である 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う記載内容追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月14日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か 判断の根拠		鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更に伴う記載内容追加
令和7年2月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税・森林環境税事務	事後	森林環境税追加に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の概要	・地方税法に基づき、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を算出し、賦課徴収している。また、住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査 ⑧公金受取口座情報の確認 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	・地方税法に基づき、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を算出し、賦課徴収している。また、住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 賦課、徴収 ①個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、市町村が課すことのできる市町村民税と、都道府県が課することのできる都道府県民税が存在する。 ②市町村民税及び道府県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定する。 ③森林環境税は国税で、個人住民税の均等割に上乗せする。 ④これら②③は、税制改正により必要に応じて逐次、見直しが行われている。 ⑤道府県民税の賦課徴収については、地方税法第41条により「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うもの」とされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。 ⑥森林環境税の賦課徴収については、地方税法第319条第2項により「市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税及び森林環境税を併せて賦課し、及び徴収するものとする。」とされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。 ⑦口座振替を希望する者の口座を登録し、対象金融機関に振替を依頼する。 ⑧過誤納があった者には、還付・充当通知を送付し、還付の場合は振込先口座等の情報を登録し、還付処理を行う。還付にあたり、公金に関する口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して公金口座情報を確認する。 ⑨納期限を経過して課税額の納付がない者に対して督促状を送付する。 ⑩督促後、納付がない者の財産を調査し、滞納処分を行う。 市町村は、地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2等) ③個人住民税の賦課決定に際し、非課税要件(障害者控除関係情報・生活保護に関する情報等)の確認(地方税法第25条の5、第295条) ④森林環境税の賦課決定に際し、非課税要件(生活保護・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に関する情報等)の確認(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条) ⑤各市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ⑥課税標準額の算出、住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等) ⑦個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条) ⑧法令等に規定された業務及び機関に対する課税関係情報の提供及び移転 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	事後	森林環境税追加に伴う修正
令和7年2月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16、101項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 番号法第9条第3項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) ＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞ 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(特定個人情報)に「地方税」が含まれる項 (24の項)	事後	番号法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月14日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報提供の根拠】○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119、121の項)○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供】なし 【情報照会】27、121項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞ ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、120、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞ ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年3月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	村県民税システム、申告受付システム、国税連携システム、納税管理人システム、口座管理システム、 収納消込システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	村県民税システム、申告受付システム、国税連携システム、納税管理人システム、口座管理システム、 収納消込システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、審査システム(eLTAX)、EUCシステム、課税資料イメージファイリングシステム、確定申告書管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	ガバメントクラウド上への副本データ移行(本番データ移行)前の再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	1. 特定個人情報ファイル名	賦課情報ファイル	賦課情報ファイル、個人住民税関係ファイル、 収納関係ファイル、滞納関係ファイル、住登外 者宛名番号管理関係ファイル、団体内統合宛 名関係ファイル	事前	同上
令和7年3月24日	IV リスク対策 8. 人手を介 在させる作業 人為的ミスが 発生するリスクへの対策は十 分か 判断根拠	—	ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに 対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入 に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理 者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制 限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシ ステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しな いよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・作業終了後は、不正使用がないことを確認し た上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録して いる。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を 行う場合は、本村のネットワークから利用してい る データセンターへの閉域網回線によるVPN接 続を行いセキュアな専用線による接続を行うこ とで 外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報を含むデータは、必要最小限の テストデータのみを生成している。 庁内ネットワークもしくはガバメントクラウド内 の閉域環境内でテストを実施することでセキュリ ティを担保している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実 施している。	事前	同上